

兵庫県公報

令和2年10月6日 火曜日 第146号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 危険物取扱者試験の実施（消防課）	2
○ 令和2年度砂利採取業務主任者試験の実施（工業振興課）	3
○ 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	4
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	5
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	5
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正（同）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	11
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	12
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	12

公 告

○ 令和2年度兵庫県高齢者特別賞表彰（高齢政策課）	13
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	15
○ 同 上（同）	16
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	18
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	24
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	26
○ 落札者等の公示（管理課）	26
○ 同 上（阪神南県民センター）	27
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	27
○ 同 上（中播磨県民センター）	28
○ 入札公告（但馬県民局）	28
○ 令和3年度兵庫県立森林大学校入学試験の実施（県立森林大学校）	37

病院局公告

○ 入札公告	45
○ 同 上	48
○ 同 上	50
○ 同 上	53
○ 同 上	55
○ 同 上	57
○ 同 上	60
○ 同 上	62
○ 同 上	64
○ 同 上	67
○ 同 上	69

15(1) 氏名 藤 末 慶

(2) 住所 箕面市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として川西市内において地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

16(1) 氏名 堀 尾 幸 二

(2) 住所 神崎郡市川町

(3) 功績内容

永年にわたって、市川町遺族会理事として戦没者遺族の福祉の増進や生活相談に尽くされ、現在も小中学生を対象に戦争体験語り部として平和教育の普及活動を継続するなど、県民福祉の向上に活躍されている。

17(1) 氏名 堀 河 勝 美

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、生田防犯協会楠支部長として児童や高齢者の見守りなど地域防犯活動に尽くされる傍ら、楠3丁目自治会長として住みよい地域づくりに尽くされ、現在も同協会楠支部長として安全安心な地域社会づくりに活躍されている。

18(1) 氏名 前 川 千津子

(2) 住所 神戸市

(3) 功績内容

永年にわたって、川柳作家として川柳の普及と発展に尽くされる傍ら、兵庫県川柳協会副理事長として会の発展に尽くされ、現在も同会常任理事として会の運営や後進指導に務めるなど、県民文化の向上に活躍されている。

19(1) 氏名 三 浦 信

(2) 住所 川西市

(3) 功績内容

永年にわたって、医師として地域住民の診療や地域の公衆衛生の普及向上に尽くされる傍ら、学校医や園医として学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い、地域医療の推進のために活躍されている。

20(1) 氏名 森 川 ふく子

(2) 住所 川辺郡猪名川町

(3) 功績内容

永年にわたって、紀乃元流師範として舞踊の普及と発展に尽くされる傍ら、老人クラブみどり会副会長や高齢者施設におけるボランティア舞踏公演に尽くされ、現在も舞踊指導・舞踏公演を行い、県民文化の向上に活躍されている。

21(1) 氏名 安 井 克 典

(2) 住所 宍粟市

(3) 功績内容

永年にわたって、書店を営まれる傍ら、兵庫県書店商業組合理事長として組織強化と業界の発展に尽くされ、現在も継続して同組合相談役として後進の育成・指導を行うなど、地域商業の振興に活躍されている。

22(1) 氏名 和 田 行 雄

(2) 住所 宝塚市

(3) 功績内容

永年にわたって、水彩画家として美術の振興と発展に尽くされる傍ら、兵庫県美術家同盟代表として組織の発展に尽くされ、現在も水彩画教室の講師を務めるなど後進の育成・指導にあたり、県民文化の向上に活躍されている。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷口Ⅰ-2 (126040162)	朝来市岩津（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年10月14日（水）から同月28日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び朝来支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

令和2年10月28日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称               | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------|--------------------|---------------------|
| 國衙<br>(125030029) | 南あわじ市神代國衙（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年10月14日（水）から同月28日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、榎列公民館、八木地区公民館、神代地区公民館及び三原志知公民館

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

## (3) 提出期限

令和2年10月28日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第277号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸 敏 三

## 1 改正しようとする区域の案

谷口Ⅰ（126040003）の項中別図3、段(1)Ⅱ（126040107）の項中別図107、牧野(2)Ⅱ（126040117）の項中別図117、川上(2)Ⅱ（126040151）の項中別図151、納座(2)Ⅰ（126040157）の項中別図157、大路川Ⅱ（226040108）の項中別図268を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

令和2年10月14日（水）から同月28日（水）まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び朝来支所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

## (3) 提出期限

令和2年10月28日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第227号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸 敏 三

## 1 改正しようとする区域の案

倭文神道(1)Ⅱ（125010002）の項中別図2、倭文土井(3)Ⅱ（125010011）の項中別図11、中条広田(1)Ⅱ

(125010025)の項中別図25を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年10月14日(水)から同月28日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、広田地区公民館及び倭文公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年10月28日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月28日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第227号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 改正しようとする区域の案

掃守(1)Ⅰ(125030001)の項中別図117、赤井谷池Ⅱ(225030005)の項中別図197を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年10月14日(水)から同月28日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、榎列公民館、八木地区公民館、神代地区公民館及び三原志知公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年10月28日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月28日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 岩津(2)Ⅱ<br>(126040001)  | 朝来市岩津（別図1のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 上岩津(2)Ⅱ<br>(126040002) | 朝来市岩津（別図2のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 谷口Ⅰ<br>(126040003)     | 朝来市岩津（別図3のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 岩津Ⅰ<br>(126040004)     | 朝来市岩津（別図4のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 元津(2)Ⅰ<br>(126040005)  | 朝来市岩津（別図5のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 北谷口Ⅰ<br>(126040006)    | 朝来市岩津（別図6のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 元津(1)Ⅰ<br>(126040007)  | 朝来市岩津（別図7のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 宮前Ⅰ<br>(126040008)     | 朝来市岩津（別図8のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 馬神谷Ⅰ<br>(126040103)    | 朝来市立野（別図9のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 立野Ⅰ<br>(126040104)     | 朝来市立野（別図10のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 大才Ⅰ<br>(126040105)     | 朝来市多々良木（別図11のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 段(2)Ⅱ<br>(126040106)   | 朝来市多々良木（別図12のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 段(1)Ⅱ<br>(126040107)   | 朝来市多々良木（別図13のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
| 中村(6)Ⅱ<br>(126040108)  | 朝来市多々良木（別図14のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図14のとおり                      |
| 中村(5)Ⅱ<br>(126040109)  | 朝来市多々良木（別図15のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図15のとおり                      |
| 中村(4)Ⅱ<br>(126040110)  | 朝来市多々良木（別図16のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図16のとおり                      |
|                        |                   |                     |                               |

|                       |                   |         |          |
|-----------------------|-------------------|---------|----------|
| 中村Ⅰ<br>(126040111)    | 朝来市多々良木（別図17のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 中村(3)Ⅱ<br>(126040112) | 朝来市多々良木（別図18のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 中村(2)Ⅱ<br>(126040113) | 朝来市多々良木（別図19のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 中村(1)Ⅱ<br>(126040114) | 朝来市多々良木（別図20のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 牧野(4)Ⅱ<br>(126040115) | 朝来市多々良木（別図21のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 牧野(3)Ⅱ<br>(126040116) | 朝来市多々良木（別図22のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 牧野(2)Ⅱ<br>(126040117) | 朝来市多々良木（別図23のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 石田(1)Ⅱ<br>(126040138) | 朝来市石田（別図24のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 石田(2)Ⅱ<br>(126040139) | 朝来市石田（別図25のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 石田(3)Ⅱ<br>(126040140) | 朝来市石田（別図26のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 伊由市場Ⅱ<br>(126040147)  | 朝来市伊由市場（別図27のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 澤Ⅰ<br>(126040148)     | 朝来市澤（別図28のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 川上(2)Ⅱ<br>(126040151) | 朝来市川上（別図29のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 大尾口Ⅰ<br>(126040152)   | 朝来市川上（別図30のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 川上(1)Ⅱ<br>(126040153) | 朝来市川上（別図31のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 納座(4)Ⅱ<br>(126040154) | 朝来市納座（別図32のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 納座(1)Ⅰ<br>(126040155) | 朝来市納座（別図33のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 納座(2)Ⅰ<br>(126040157) | 朝来市納座（別図34のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 納座(2)Ⅱ<br>(126040158) | 朝来市納座（別図35のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
|                       |                   |         |          |

|                         |                   |         |          |
|-------------------------|-------------------|---------|----------|
| 納座(1)Ⅱ<br>(126040159)   | 朝来市納座（別図36のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 引谷川Ⅱ<br>(226040002)     | 朝来市岩津（別図37のとおり）   | 土石流     | 別図37のとおり |
| クルマ谷Ⅰ<br>(226040003)    | 朝来市岩津（別図38のとおり）   | 土石流     | 別図38のとおり |
| 山口上山川Ⅱ<br>(226040054)   | 朝来市山口（別図39のとおり）   | 土石流     | 別図39のとおり |
| 小坂尾川(2)Ⅰ<br>(226040066) | 朝来市立野（別図40のとおり）   | 土石流     | 別図40のとおり |
| 馬神谷川Ⅱ<br>(226040067)    | 朝来市立野（別図41のとおり）   | 土石流     | 別図41のとおり |
| 和谷川Ⅰ<br>(226040073)     | 朝来市多々良木（別図42のとおり） | 土石流     | 別図42のとおり |
| 朝谷川Ⅰ<br>(226040074)     | 朝来市多々良木（別図43のとおり） | 土石流     | 別図43のとおり |
| タコタ川Ⅰ<br>(226040079)    | 朝来市多々良木（別図44のとおり） | 土石流     | 別図44のとおり |
| 上中村川Ⅱ<br>(226040080)    | 朝来市多々良木（別図45のとおり） | 土石流     | 別図45のとおり |
| 下中村川Ⅱ<br>(226040081)    | 朝来市多々良木（別図46のとおり） | 土石流     | 別図46のとおり |
| 大路川Ⅱ<br>(226040108)     | 朝来市納座（別図47のとおり）   | 土石流     | 別図47のとおり |
| 見田川Ⅱ<br>(226040110)     | 朝来市納座（別図48のとおり）   | 土石流     | 別図48のとおり |
| 赤田川Ⅱ<br>(226040111)     | 朝来市納座（別図49のとおり）   | 土石流     | 別図49のとおり |
| 山田垣川Ⅱ<br>(226040113)    | 朝来市山内（別図50のとおり）   | 土石流     | 別図50のとおり |

（別図1から別図50までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
令和2年10月14日（水）から同月28日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び朝来支所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
  - (3) 提出期限

令和2年10月28日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中条中筋Ⅰ (125010001)	南あわじ市中条中筋（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
倭文神道(1)Ⅱ (125010002)	南あわじ市倭文安住寺（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
倭文安住寺Ⅱ (125010004)	南あわじ市倭文安住寺（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
倭文庄田(3)Ⅱ (125010006)	南あわじ市倭文庄田（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
倭文庄田(5)Ⅱ (125010008)	南あわじ市倭文土井（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
倭文土井(2)Ⅱ (125010010)	南あわじ市倭文土井（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
倭文土井(3)Ⅱ (125010011)	南あわじ市倭文土井（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
倭文土井(5)Ⅱ (125010013)	南あわじ市倭文土井（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
倭文土井(7)Ⅱ (125010015)	南あわじ市倭文土井（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
倭文土井(8)Ⅱ (125010016)	南あわじ市倭文土井（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
倭文長田(2)Ⅱ (125010018)	南あわじ市倭文長田（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
倭文長田(4)Ⅱ (125010020)	南あわじ市倭文長田（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
倭文長田(5)Ⅱ (125010021)	南あわじ市倭文長田（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

倭文長田(6)Ⅱ (125010022)	南あわじ市倭文長田(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
倭文長田(7)Ⅱ (125010023)	南あわじ市広田広田(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
広田広田Ⅱ (125010024)	南あわじ市広田広田(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
中条広田(1)Ⅱ (125010025)	南あわじ市中条中筋(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
中条広田(2)Ⅱ (125010026)	南あわじ市中条中筋(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
中条中筋(1)Ⅱ (125010027)	南あわじ市中条中筋(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
中条中筋(2)Ⅱ (125010028)	南あわじ市中条中筋(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
中条中筋(3)Ⅱ (125010029)	南あわじ市中条中筋(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
倭文土井Ⅲ (125010030)	南あわじ市倭文土井(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
広田広田(1)Ⅲ (125010032)	南あわじ市広田広田(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
広田広田(2)Ⅲ (125010033)	南あわじ市広田広田(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
中条広田(1)Ⅲ (125010034)	南あわじ市中条中筋(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
中条広田(2)Ⅲ (125010035)	南あわじ市中条中筋(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
中条広田(3)Ⅲ (125010036)	南あわじ市中条広田(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
中条中筋Ⅲ (125010037)	南あわじ市中条中筋(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
三宅川右支Ⅰ (225010004)	南あわじ市山添(別図29のと おり)	土石流	別図29のとおり
大池向西谷Ⅱ (225010009)	南あわじ市倭文長田(別図30 のとおり)	土石流	別図30のとおり
徳原大谷Ⅱ (225010010)	南あわじ市中条徳原(別図31 のとおり)	土石流	別図31のとおり
初野川Ⅱ (225010011)	南あわじ市中条中筋(別図32 のとおり)	土石流	別図32のとおり

針ノ木東谷Ⅱ (225010012)	南あわじ市中条中筋（別図33のとおり）	土石流	別図33のとおり
除川左支溪Ⅱ (225010013)	南あわじ市中条広田（別図34のとおり）	土石流	別図34のとおり
三宅川Ⅱ (225010015)	南あわじ市山添（別図35のとおり）	土石流	別図35のとおり

（別図1から別図35までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年10月14日（水）から同月28日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、広田地区公民館及び倭文公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和2年10月28日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 掃守(1)Ⅰ<br>(125030001)  | 南あわじ市榎列松田（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 佐礼尾(4)Ⅰ<br>(125030002) | 南あわじ市志知佐礼尾（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 佐礼尾(2)Ⅰ<br>(125030004) | 南あわじ市志知佐礼尾（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 佐礼尾(3)Ⅰ<br>(125030005) | 南あわじ市志知中島（別図4のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
|                        |                     |                     |                               |

|                         |                          |         |          |
|-------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 掃守(2)Ⅱ<br>(125030007)   | 南あわじ市榎列掃守(別図5<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり  |
| 山所Ⅱ<br>(125030008)      | 南あわじ市榎列上幡多(別図<br>6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり  |
| 佐礼尾(1)Ⅱ<br>(125030009)  | 南あわじ市志知佐礼尾(別図<br>7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 佐礼尾(2)Ⅱ<br>(125030010)  | 南あわじ市志知佐礼尾(別図<br>8のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 天野馬廻(1)Ⅱ<br>(125030012) | 南あわじ市八木馬回(別図9<br>のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 天野馬廻(2)Ⅱ<br>(125030013) | 南あわじ市八木馬回(別図10<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 天野馬廻(4)Ⅱ<br>(125030015) | 南あわじ市八木馬回(別図11<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 國衙Ⅱ<br>(125030016)      | 南あわじ市神代國衙(別図12<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 山所Ⅲ<br>(125030018)      | 南あわじ市榎列上幡多(別図<br>13のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 中島(1)Ⅲ<br>(125030019)   | 南あわじ市志知佐礼尾(別図<br>14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 中島(2)Ⅲ<br>(125030020)   | 南あわじ市志知中島(別図15<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 天野馬廻(1)Ⅲ<br>(125030021) | 南あわじ市八木大久保(別図<br>16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 國衙Ⅲ<br>(125030023)      | 南あわじ市神代國衙(別図17<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 浦壁(1)Ⅲ<br>(125030024)   | 南あわじ市神代浦壁(別図18<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 浦壁(3)Ⅲ<br>(125030026)   | 南あわじ市神代浦壁(別図19<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 浦壁(4)Ⅲ<br>(125030027)   | 南あわじ市神代浦壁(別図20<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 國衙<br>(125030029)       | 南あわじ市神代國衙(別図21<br>のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 赤井谷池Ⅱ<br>(225030005)    | 南あわじ市神代浦壁(別図22<br>のとおり)  | 土石流     | 別図22のとおり |
| 浦壁谷Ⅱ<br>(225030006)     | 南あわじ市神代浦壁(別図23<br>のとおり)  | 土石流     | 別図23のとおり |

(別図1から別図23までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

## 2 指定の案の閲覧期間

令和2年10月14日(水)から同月28日(水)まで

## 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、榎列公民館、八木地区公民館、神代地区公民館及び三原志知公民館

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

## (3) 提出期限

令和2年10月28日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月6日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ハローズ東加古川モール

所在地 加古川市平岡町高畑字乾角451番17ほか

2 法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見の概要

- (1) 環境関係法令に基づく特定施設を設置する場合は、特定施設設置届を市に提出されたい。
- (2) 車両出入口の車両走行音やアイドリング音等について、周辺住民の生活環境保全に努められたい。
- (3) 迅速かつ誠意をもって苦情の対応をされたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年10月6日から1月間

~~~~~

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年10月6日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏 三

## 1 落札に係る物品の名称及び数量

県立学校学習用コンピュータ 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 3 落札者を決定した日

令和2年8月26日

## 4 落札者の名称及び住所

日本電通株式会社神戸支店 神戸市西区伊川谷町有瀬1290-4

## 5 落札金額

62,561,070円